

平成25年 6月11日
九州地方整備局
延岡河川国道事務所

記者発表資料

河川功労者表彰の伝達式を行います。 (延岡アースデイ実行委員会)

「河川功労者表彰」は、河川愛護活動等について功績があった団体、個人について、国、各都道府県等からの推薦に基づき、公益社団法人日本河川協会が毎年実施しているものです。

この度、延岡河川国道事務所が推薦した「延岡アースデイ実行委員会」(佐伯卓信 実行委員長)が、同協会から表彰されました。
そこで、下記日程にて表彰伝達式を実施します。

【伝達式】

日時 : 平成25年 6月17日 13:00～

場所 : 国土交通省延岡河川国道事務所 事務所長室

※「延岡アースデイ実行委員会」の主な活動内容及び受賞理由

環境に対する自らの責任を果たしていこうとする地域文化の創造を目的とし、平成6年度から活動を開始し、毎年3月に環境教育と宮崎県の県北を中心に、河川内の清掃や不法投棄撤去、森林・干潟への植樹等を実施しています。

現在では120を越える団体を組織して運営する大きな市民運動となり、平成25年3月の活動で20回目を迎えました。

上記の活動は、河川の自然保護や河川愛護等の活動に著しい功績があったと認められ、日本河川協会「河川功労者」表彰規程第3条第4項に該当することから、今回受賞されたものです。

お問い合わせ先

国土交通省 延岡河川国道事務所
技術副所長 荒木 和幸
河川管理課長 吉田 久康
tel (0982) 31-1155(代表)
fax (0982) 33-6907

公益社団法人 日本河川協会「河川功労者」表彰規程

昭和46年10月1日決定
 昭和48年11月6日改正
 昭和52年3月1日改正
 平成3年1月30日改正
 平成10年1月22日改正
 平成11年12月1日改正
 平成15年11月6日改正
 平成16年11月4日改正
 平成22年5月14日改正
 平成23年5月6日改正

(総 則)

第1条 公益社団法人日本河川協会定款第4条(9)による表彰は、この規程の定めるところによる。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次条の各項に該当する場合に個人及び団体について行う。

(表彰の理由)

第3条 表彰は、次の各項に該当する場合に行う。

- 1 歴史、文化活動又は芸術活動等により河川文化の発展に寄与し功績があった場合。
- 2 河川の整備や管理に関連する諸活動を通じ、河川災害の防止、水資源の開発、河川環境の整備や保全、流域内の合意形成に関して功績があった場合。
- 3 水防活動、水害時の人命救助、防災体制の整備・充実又は災害の早期発見と迅速な情報伝達等に顕著な功績があった場合。
- 4 河川の自然保護・環境学習・河川愛護等の活動に功績があった場合。
- 5 河川や水に関する学術的研究又は技術開発に従事し、河川の整備・管理、利用等に役立つ成果をおさめた場合。
- 6 河川の利用を通じた産業の振興、地域の活性化等により新しい文化の創造に功績があった場合。
- 7 河川や水の分野において国際的に活躍した場合又はこの分野において日本との交流と連携を深めるために功績があった場合。
- 8 本会の発展に顕著な功績があった場合又はその他特に表彰を必要と認められた場合。

(表彰の推薦)

第4条 表彰は、前条に定めるところにより表彰に値すると認められるものについて、都道府県の河川協会等の長(河川関係団体の長を含む)、都道府県知事、国土交通省水管理・国土保全局長、地方整備局長、国土技術政策総合研究所所長、公益社団法人日本河川協会会長、河川や水に係る公益団体の長、河川や水に係る学会の長、独立行政法人土木研究所理事長、独立行政法人水資源機構理事長、独立行政法人国際協力機構理事長及び社団法人国際建設技術協会会長の推薦により行うものとする。

- 2 前項の推薦は、別紙様式によるものとし、功績調書及び履歴書(団体にあつては団体の概要調書)を添付するものとする。